

(設置)

第1条 宮古島市における地産地消の促進に資するため、宮古島市地産地消用保冷施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮古島市地産地消用保冷施設

位置 宮古島市上野字上野395番地1

(使用許可等)

第3条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 施設の使用期間は、1月単位とし、最長1年とする。

3 施設を使用することができる者は、宮古島市内の学校給食を含む地産地消を目的として農産物の生産を行う者(以下「生産者」という。)で、宮古島市に住所を有する個人又は法人のほか、国又は地方公共団体とする。

4 施設に保管する農産物は、地産地消用に生産するもので、規則で定める品目(以下「指定品目」という。)に限る。ただし、規則に定める申請書に指定品目以外の品目を記載して第1項の許可を受けたときは、この限りでない。

5 第1項の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、良好な管理のもと、施設を使用しなければならない。

(使用料)

第4条 使用者は、別表に掲げる使用料の金額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税額及び地方消費税額を加えて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以下同じ。)を加算した金額を市に納付しなければならない。ただし、使用者が国又は地方公共団体の場合は、この限りでない。

2 使用料は、毎月末日までに翌月分として納付しなければならない。ただし、その月の末日が指定金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあつては、その日前において最も近い指定金融機関等の営業日を納付期限とする。

3 使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、日割計算とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(譲渡及び転貸の禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用場所を転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、その使用を終えたとき又は使用の許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。

2 使用者は、施設を毀損したときは、直ちに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の定める損害額を補償した場合は、この限りでない。

3 前2項の規定により原状回復の義務がある者がその義務を履行しないときは、市長においてこれを施行し、その費用を当該義務がある者から徴収する。

(使用許可の取消し等)

第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、期限を定めてその使用を差し止め、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害について市長はその責めを負わない。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 他の使用者の使用を妨害したとき。

(4) 災害対策の用に施設を供する必要が生じたとき。

(5) 災害その他不可抗力により、施設の使用ができなくなったとき。

(6) その他市長が公益上特に必要と認めたとき。

(使用場所の変更等)

第9条 市長は、施設の管理上必要があると認めたときは、使用場所を変更することができる。

(修繕費用の負担)

第10条 施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由による場合は、使用者の負担とする。

(免責事項)

第11条 市長は、次に掲げる損害について、その責任を負わないものとする。

- (1) 停電、自然災害その他事故等により使用者の農産物に生じた損害
- (2) 使用者が施設を使用する中で生じた農産物の腐れ、紛失、盗難、その他の損害
- (3) 使用者が施設の使用によって第三者に与えた損害
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

施設名	保管品目	単位	使用期間	使用料
保冷施設(冷蔵庫)	指定品目のみ	1m ²	1箇月	1,510円
	指定品目以外を含む	1m ²	1箇月	5,350円

注 使用面積に小数第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てる。